

○ 財務省告示第八十九号  
元年七月一日に施行した。政府短期証券の規定に基づき、令和大蔵省

國庫短期財務大臣 麻生太郎  
九月九日

等元令第六号～第五条第十一項の規則へ平成十一年大蔵省

の法律発行の名称及び記述

の法律発行の名称及び記述

の法律発行の名称及び記述

四 発行方法

用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「振替法」へ平成十三年法律第七十五号。以下競争は受けけるも日本銀行との競争て行とし。その規定

三 用振替法の適

二 一

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	發	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 價 額 入 價 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 價 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の	
五 万 円	千 七 万 三 円 千 六 兆 百 千 五 六 七 千 十 百 六 二 円 百 億 四 三 十 九 百 九 三 十 億 四 千 八 万 七 四 十	額 億 額 面 七 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 七 三 千 兆 百 五 六 千 十 億 百 八 円 三 万 三 四 九	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九				
払 者	入 場	元 債		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振替単位		
込 期	札 参	所 支	金	還 期	入 債	・ 札	格 第	行 市			
日 加		払 額		限 發	競 札	競 市	競 發	格 場			
				I	I	I	I	日			
令 和	財 務	日 本	額 面	償 還	當 た	令 和	厘 四	額 面	令 す	額 の	振 替
元 年	大 臣	銀 金	金 元	支 し	た だ	令 和	毛 上	額 金	和 元	。整 載	法
七 月	か ら	行 額	を と	き 九	た だ	年 年	額 の	額 額	年	数 又	の
一 日	通 知	百 円	支 払	償 は	還 れ	九 月	百 百	百 百	七	倍 月	規 の
	を 受 け た 者	つ き 百 円	う に 期 き の 翌 営	。そ が は る 、 三 十 日 日 業 業 日 日	に ぞ に れ づ れ き き 応 募	三 月 三 十 日 日 業 業 日 日	ぞ ぞ れ つ れ つ れ き き 百 円	ぞ ぞ れ つ れ つ れ き き 百 円	一	金 一 日 金 一 日	記 定 に 額 は よ に 、 る よ 最 低 も 額 口
											の 面 座 と 金 簿
				に に					八	六	